政令

利息制限法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十一号

利息制限法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第六条第二項第三号及び第八条第七項第一号ハ、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第十二条の八第二項第三号並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条の四第四項第一号ハ（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（利息制限法施行令の一部改正）

第一条　利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百五円」を「百八円」に改め、同条第二号中「二百十円」を「二百十六円」に改める。

第四条第一号中「百五円」を「百八円」に改め、同条第二号中「二百十円」を「二百十六円」に改める。

（貸金業法施行令の一部改正）

第二条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の三第一号中「百五円」を「百八円」に改め、同条第二号中「二百十円」を「二百十六円」に改める。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の一部改正）

第三条　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百五円」を「百八円」に改め、同条第二号中「二百十円」を「二百十六円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の利息制限法施行令第二条及び第四条の規定、第二条の規定による改正後の貸金業法施行令第三条の二の三の規定並びに第三条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第二条の規定は、この政令の施行の日以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、同日前の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十二号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「オーストラリア」を削り、同項第三号中「平成二十五年八月三十一日」を「平成三十一年三月四日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二条中「又は暫定不当廉売関税賦課貨物」及び「、オーストラリアを原産地とするものにあっては二十九・三パーセント」を削る。

第四条及び第五条中「又は暫定不当廉売関税賦課貨物」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（不当廉売関税の還付に関する経過措置）

2　この政令による改正前の電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（以下「旧令」という。）第一条第一項に規定する特定貨物のうちオーストラリアを原産地とするものに係る関税定率法第八条及び旧令の規定により課された不当廉売関税の同条第三十二項の規定による還付の請求については、旧令第五条の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年三月六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏